

院内トリアージの実施について

当院では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後も、感染拡大防止のため、感染が疑われる患者様を通常の診察室とは別のスペースにご案内しております。医師・スタッフともに患者様との問診や診察の際には個人防護具（マスク・手袋・ガウン・フェイスガード等）を装着し、感染予防対策を行っております。

患者様については、発熱・咳・鼻汁・のどの痛み・だるさ・嘔吐・下痢などのかぜ症状のある方、そのほか新型コロナウイルス感染症が疑われる方に対し院内トリアージを実施しております。

院内トリアージの対象となられた患者様へは「院内トリアージ実施料」のご負担をお願いしております。

1. 「院内トリアージ」とは

新型コロナウイルス感染症の症状は様々で、普通のかぜと見分けることが困難です。そのため前述の症状がある方を診察する場合、スタッフが感染予防対策の徹底（感染防止のための装備、消毒、換気など）を行うだけでなく、患者様には可能な限りの動線分離（待機・診察の場所、移動経路の分離）にご協力いただきます。

2. 「院内トリアージ実施料」とは

1の対応をしたうえで、新型コロナウイルス感染症の可能性のある患者様の外来診療を行った場合、「院内トリアージ実施料」として、300点（3割負担で900円相当）を加算させていただきます。

これは、令和5年3月31日付厚生労働省の規定する「2023年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療の取り扱い」に基づくものです。県から外来対応医療機関として指定を受け、受入患者をかかりつけ患者に限定しない医療機関で、院内感染対策を講じた上で診療した場合に、院内トリアージ実施料（300点）を加算します。

上記の件についてご不明な点がございましたら、受付窓口にお申し出いただくか、お電話にてお問い合わせください。